

退職時の共済組合・互助会に関する手続一覧

| 手続区分 | 【対象者】 提出物等 | 提出先 | 提出期限 | 退職後に引き続き次の共済組合の組合員になる場合の取扱い ◆短期組合員（短時間再任用職員、会計年度任用職員等） ◆任意継続組合員 | |
|------|----------------------------|---|-------------------|---|--|
| 医療関係 | 資格喪失手続 | 【全員】 退職届書 | 所属所の共済組合 事務担当課 | 令和7年4月4日 (共済組合必着) | 今回の退職時に退職届書の提出が必要です。 |
| | 組合員証等（保険証） の返納 | 【該当者】 組合員証 組合員被扶養者証 高齢受給者証 資格確認書 限度額適用認定証 特定疾病療養受領証 ※資格情報のお知らせ（資格情報通知書）の返納 は不要です。ご自身で破棄してください。 | 所属所の共済組合 事務担当課 | 令和7年4月4日 (共済組合必着) | 【短期組合員になる場合】 継続して組合員証等を使用できますので返納は不要です。 ※所属所で新たに組合員等記号番号を取り直す場合は返納が必要 です。 ※限度額適用認定証、特定疾病療養受領証は所得区分が変更 になる場合は返納が必要です。引き続き使用する場合は新 しく証交付を受ける必要があります。 【任意継続組合員になる場合】 組合員等記号番号が変更となりますので組合員証等は必ず 返納してください。 ※限度額適用認定証や特定疾病療養受領証を使用中の場合は 新しく証交付を受ける必要があります。 |
| | 任意継続組合員制度 への加入手続 | 【加入希望者】 任意継続組合員資格取得申出書 | 所属所の共済組合 事務担当課 | 退職日から起算 して20日以内 | |
| 年金関係 | 厚生年金等に関する手続 | 退職時に年金請求の手続は必要ありません。 ※退職後、支給開始年齢に到達し、年金の請求ができるようになった方には、誕生日の 2～3か月前に年金請求書等が自宅に送付されますので、案内に従って請求してくださ い。 ※退職後に繰上げ請求を希望する方は、別紙「退職後の年金制度について」をご覧のう え請求してください。 | | | |
| 福祉関係 | 共済貯金の解約手続 | 【加入者全員】 共済貯金解約請求書 【加入者で非課税適用者】 非課税貯蓄廃止申告書 | 所属所の共済組合 事務担当課 | 令和7年3月10日 (共済組合必着) | 【短期組合員になる場合】 継続して共済貯金に加入できますので手続不要です。 【任意継続組合員になる場合】 共済貯金は加入できなくなりますので手続が必要です。 |
| | 貸付金及び物資立替金の 未償還金の全額償還手続 | 【利用者で退職手当組合加入所属所の方】 山形県市町村職員退職手当組合が支給する 退職手当から貸付未償還元利金及び物資未 償還元利金の控除に関する申出書 【利用者で退職手当組合未加入所属所の方】 貸付金・立替金繰上償還申出書 (退職手当組合未加入所属所用) | 所属所の共済組合 事務担当課 | 令和7年3月10日 (共済組合必着) | 退職手当の支給を受ける場合、全額償還となりますので手続 が必要です。 |

| 手続区分 | 【対象者】 提出物等 | 提出先 | 提出期限 | 退職後に引き続き次の共済組合の組合員になる場合の取扱い ◆短期組合員（短時間再任用職員、会計年度任用職員等） ◆任意継続組合員 |
|------|--|-------------------|----------------------|---|
| 福祉関係 | 遺族附加年金の脱退手続 | 所属所の共済組合 事務担当課 | 令和7年2月7日 (共済組合必着) | 50歳以上の方でオプション制度を継続する場合は手続が必要です。 |
| | <p>【50歳以上の加入者】 遺族附加年金の本体は退職に伴い自動脱退となりますので手続不要です。 現在加入しているオプション制度を継続加入する場合は口座振替依頼書の提出が必要です。 ※50歳以上の方はオプション制度のうち、遺族附加年金プラスコース、三大疾病給付コース、給付継続コースを継続可能です。</p> <p>【50歳未満の加入者】 遺族附加年金の本体・オプション制度は退職に伴い自動脱退となりますので手続不要です。</p> | | | |
| | 積立年金の請求手続 | 所属所の共済組合 事務担当課 | 令和7年3月5日 (共済組合必着) | 積立年金は加入できなくなりますので手続が必要です。 |
| 互助会 | 互助会ライフアップカードに関する手続 | | | |

お願い 業務用口座は、資格喪失後6か月は解約しないでください。

業務用口座は、共済組合からの給付金などを送金するために設定していただいている口座です。退職後も給付金が送金される場合がありますので、解約する場合は資格喪失後6か月経過してから行ってください。

退職後に短時間再任用職員や会計年度任用職員等になり共済組合の短期組合員となる方、共済組合の任意継続組合員制度へ加入される方は、引き続き業務用口座を利用することになるため、解約はそれらの組合員の資格喪失から6か月経過後に行ってください。

～問い合わせ先（山形県市町村職員共済組合）～

| 問い合わせ内容 | 担当係 | 電話番号 |
|---------------------------|-----------|--------------|
| 退職後の医療保険、任意継続組合員制度に関する事項 | 年金課 資格調定係 | 023-666-8427 |
| 年金制度に関する事項 | 年金課 年金係 | 023-622-6900 |
| 福祉事業（貯金・貸付・物資・福祉年金）に関する事項 | 事業管理課 福祉係 | 023-622-6901 |
| 直営保養所（むつみ荘・うしお荘）利用に関する事項 | 事業管理課 施設係 | 023-666-8127 |